

伊丹市上下水道局

令和 7 年度

水質検査計画



水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために不可欠なものです。

水質検査計画とは、適正な水質検査を行なうために、水質検査の方法や項目等を定めたものです。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水および浄水の水質状況
- 4 水質検査項目、採水地点および採水頻度と設定理由
- 5 臨時の水質検査
- 6 水質検査機関と水質検査の方法
- 7 水質検査計画の公表および検査結果の評価・公表
- 8 水質検査の精度と信頼性保証
- 9 関係者との連携

1 基本方針

伊丹市上下水道局は、水道により供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について、水道法施行規則第 15 条第 6 項に基づいて水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

また、臨時に行う水質検査についても、計画書において検査を行う際の要件などについて明らかにします。なお、水質管理目標設定項目についても、必要に応じて検査を実施します。

水質検査計画には、水道法施行規則第 15 条第 7 項に定めるところにより、水道事業者が行う定期の水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水の場所、検査の回数およびその理由を記載します。

水道法に基づく水質検査のうち、水質基準項目については全て本市上下水道局が行いますが、水質管理目標設定項目等一部の項目については水質検査を委託します。

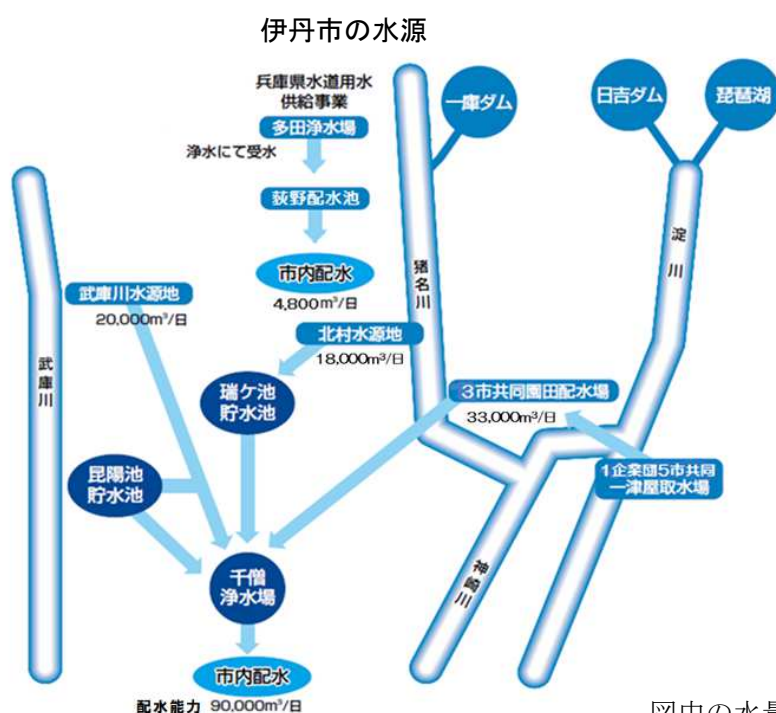
水質検査計画による測定結果については、評価の上、需要者に対して公表します。

なお、水質検査計画は、毎事業年度の開始前に見直し、新たに策定します。

2 水道事業の概要

伊丹市の水道事業は、令和5年度末現在、給水人口が200,641人、1日最大配水量は60,307m³です。そのほとんどは千僧浄水場から配水していますが、市域北部の一部は兵庫県水道用水供給事業の多田浄水場から受水し配水しています。

配水系統	千僧系	県水系
各系統の1日最大配水量	57,219m ³	3,227m ³



図中の水量は、
日計画最大水量

浄水施設の概要（千僧系）

主な水源の名称 および水源種別	淀川：一津屋取水場（河川表流水） 沈でん処理後に導水 猪名川：北村水源地（河川表流水、河川伏流水および地下水） 瑞ヶ池貯水池に貯留し導水 武庫川：武庫川水源地（河川表流水） 一部を昆陽池貯水池に貯留し導水
浄水場の名称	千僧浄水場
浄水処理方法	薬品凝集沈でん－オゾン処理－粒状活性炭処理－中塩素－後凝集－急速ろ過－後塩素

浄水施設の概要（県水系）（兵庫県企業庁より浄水受水）

主な水源の名称 および水源種別	猪名川：多田浄水場取水口（河川表流水）
浄水場の名称	多田浄水場
浄水処理方法	薬品凝集沈でん－急速ろ過－後塩素

3 水道の原水および浄水の水質状況

水源は主として淀川、猪名川および武庫川の表流水で、取水地点はいずれも河川下流部にありますが、現在までの水質はおおむね良好な状態です。

しかし、淀川の水源である琵琶湖、猪名川の原水を貯留する瑞ヶ池貯水池および武庫川の原水を一部貯留する昆陽池貯水池では、夏期を中心としたプランクトンの増殖によりかび臭等異臭味が発生し、原水に影響を及ぼしています。

そこで、平成 17 年(2005 年)11 月から、オゾン・粒状活性炭処理による高度浄水処理を開始し、かび臭などの異臭味の除去、微量有機化学物質の除去・低減を図っています。浄水については水質基準を大幅に下回っており、安全で良質な水であるといえますが、なお一層の水質管理の強化を実施します。

1) 原水の水質状況等

平成26年度から令和5年度までの千僧浄水場の混合原水（各原水を混合した処理前の原水）水質は、次のとおりです。

① 水質基準項目（各年度の最大値）

No.	項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基1	一般細菌	個/mL	2,500	5,000	7,500	25,000	8,600	34,000	7,200	6,200	4,200	660
基2	大腸菌	MPN	160	130	220	350	520	65	210	98	870	290
基3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.0011	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002
基8	六価クロム化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.014	0.008	0.007	0.012	0.011	0.013	0.007	0.008	0.008	0.017
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.98	1.05	0.86	0.88	1.03	0.96	1.11	1.04	1.03	0.96
基12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.29	0.23	0.18	0.17	0.15	0.14	0.26	0.31	0.24	0.24
基13	ホウ素及びその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.11	0.12	<0.1	0.11	0.10	0.11
基14	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基15	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基17	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基18	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基19	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基20	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基21	塩素酸	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基22	クロロ酢酸	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基23	クロロホルム	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基24	ジクロロ酢酸	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基25	ジブロモクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基26	臭素酸	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基27	総トリハロメタン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基28	トリクロロ酢酸	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基29	ブロモジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基30	ブロモホルム	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基31	ホルムアルデヒド	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基32	亜鉛及びその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.48	0.38	0.41	0.36	0.39	0.49	0.98	0.58	0.36	0.47
基34	鉄及びその化合物	mg/L	0.26	0.18	0.16	0.17	0.19	0.23	0.37	0.12	0.17	0.17
基35	銅及びその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	24.0	21.5	19.7	28.8	27.9	26.6	30.0	32.9	27.8	28.8
基37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.027	0.030	0.025	0.052	0.027	0.054	0.047	0.022	0.032	0.059
基38	塩化物イオン	mg/L	32.6	26.0	25.3	37.9	37.3	33.9	43.0	41.7	37.6	35.1
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/L	70.0	65.5	58.3	71.7	69.7	67.2	70.7	73.0	65.3	69.6
基40	蒸発残留物	mg/L	152	125	131	130	157	157	150	216	156	142
基41	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	mg/L	0.000005	0.000004	0.000006	0.000008	0.000003	0.000004	0.000006	0.000004	0.000008	0.000017
基43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000004	0.000006	0.000004	0.000004	0.000014	0.000005	0.000005	0.000024	0.000018	0.000091
基44	非イオン界面活性剤	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基45	フェノール類	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物(全有機炭素の量)	mg/L	2.0	2.1	2.4	2.6	2.1	2.2	2.5	2.4	2.4	2.6
基47	pH値		7.50	7.64	7.53	7.41	7.53	7.73	7.60	7.70	7.68	7.66
基48	味		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基49	臭気		植物性臭	植物性臭	植物性臭	植物性臭	植物性臭	植物性臭	植物性臭	植物性臭	植物性臭	植物性臭
基50	色度	度	6	8	7	11	9	6	8	8	7	7
基51	濁度	度	6.1	9.3	7.2	12.0	8.0	4.7	5.9	6.9	6.7	9.2

② 水質管理目標設定項目および独自項目（各年度の最大値）

No.	項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目1	アンチモン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
目2	ウラン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.0002	<0.0002
目3	ニッケル	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
目5	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
目8	トルエン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	<0.01	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
目10	亜塩素酸	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
目13	ジクロロアセトニトリル	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
目14	抱水クロラール	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
目15	農薬類	検出指標	0.32	0.02	0.07	0.44	0.18	0.25	0.15	0.19	0.22	0.16
目16	残留塩素	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	70.0	65.5	58.3	71.7	69.7	64.2	70.7	73.0	65.3	69.6
目18	マンガン及びその化合物	mg/L	0.027	0.030	0.025	0.052	0.027	0.054	0.047	0.022	0.032	0.059
目19	遊離炭酸	mg/L	3.7	4.9	4.0	4.4	4.0	3.2	3.3	3.3	3.6	4.0
目20	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	6.2	5.5	5.6	5.8	5.8	6.2	6.1	7.8	6.6	7.7
目23	臭気強度(TON)		15	10	7	15	7	4	5	7	5	7
目24	蒸発残留物	mg/L	152	125	131	130	157	157	150	216	156	142
目25	濁度	度	6.1	9.3	7.2	12.0	8.0	4.7	5.9	6.9	6.7	9.2
目26	pH値		7.50	7.64	7.53	7.41	7.53	7.73	7.60	7.70	7.68	7.66
目27	腐食性(ランゲリア指数)		-1.34	-1.94	-1.83	-1.64	-1.62	-1.32	-1.58	-1.36	-1.46	-1.34
目28	従属栄養細菌	個/mL	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
目29	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
目30	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.48	0.38	0.41	0.36	0.39	0.49	0.98	0.58	0.36	0.47
目31	ペルフルオロオクタンサルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.000011	0.000021	0.000011	0.000015
独1	大腸菌群	MPN	2,900	6,500	9,800	24,000	20,000	14,000	16,000	14,000	24,000	12,000
独2	電気伝導率	μS/cm	242	237	225	289	294	267	294	339	288	300
独3	アルカリ度	mg/L	45.0	43.8	44.5	46.2	46.8	45.8	48.5	48.2	46.8	53.9
独4	アンモニア態窒素	mg/L	0.05	0.05	0.02	0.04	<0.02	0.08	<0.02	<0.02	0.03	0.07
独5	酸度	mg/L	4.2	5.6	4.5	5.0	4.5	3.6	3.8	3.8	4.1	4.5
独6	侵食性遊離炭酸	mg/L	3.3	4.6	3.5	3.9	3.6	2.7	2.8	2.9	3.2	3.5
独7	カルシウム硬度	mg/L	56.4	54.3	47.3	60.2	58.4	54.2	59.0	62.5	53.5	58.2
独8	マグネシウム硬度	mg/L	13.6	11.8	12.3	11.5	12.5	13.0	11.7	11.8	11.8	12.2
独9	硝酸態窒素	mg/L	0.97	1.04	0.85	0.87	1.02	0.95	1.10	1.04	1.03	0.95
独10	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	1.3	0.5	0.4	1.0	4.5	2.6	1.6	0.9	1.2	1.0
独11	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	3.6	3.3	3.0	3.4	3.5	3.7	3.2	3.7	4.0	3.5
独12	浮遊物質(SS)	mg/L	7	8	8	8	7	6	11	8	9	7
独14	臭化物イオン	mg/L	0.07	0.06	0.06	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.09	0.09
独15	紫外線吸光度(260nm)	/50mm	0.220	0.214	0.194	0.286	0.254	0.203	0.207	0.194	0.228	0.233
独16	総窒素	mg/L	1.83	1.11	0.83	0.97	1.16	0.99	0.99	1.14	1.03	1.05
独17	総リン	mg/L	0.058	0.049	0.063	0.080	0.058	0.062	0.051	0.048	0.040	0.045
独18	りん酸イオン	mg/L	<0.2	<0.2	0.20	0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
独19	硫酸イオン	mg/L	26.1	25.1	23.7	28.8	28.8	24.4	27.1	38.5	25.1	28.6
独20	モリブデン	mg/L	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
独21	キシレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
独22	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
独23	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
独24	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.10	0.03	0.11	0.05	0.08	0.06	0.02	0.03	0.01	0.02
独25	クリプトスポリジウム	個/10L	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
独26	ミクロキステン-LR	mg/L	<0.00008	0.00087	0.00016	<0.00008	<0.00008	<0.00008	<0.00008	0.00009	0.00013	<0.00008
独27	嫌気性芽胞菌	個/10mL	2	1	2	2	4	2	1	1	2	2

※ランゲリア指数はマイナスが大きいものを最大値とした。

2) 水道水の水質状況等

平成26年度から令和5年度までの水道水(千僧浄水場からの配水及び市内の給水栓水)の水質は、次のとおりです。

① 水質基準項目 (各年度の最大値)

No.	項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基1	一般細菌	個/mL	0	2	6	2	0	0	1	0	1	2
基2	大腸菌	MPN	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.0018	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基9	亜硝酸態窒素	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.08	0.99	0.94	1.00	1.07	1.05	1.06	1.00	1.04	1.01
基12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.38	0.20	0.18	0.13	0.11	0.12	0.19	0.27	0.29	0.19
基13	ホウ素及びその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.11	0.11	<0.1	<0.1	<0.1	0.10
基14	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基15	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基17	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基18	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基19	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基20	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基21	塩素酸	mg/L	0.09	0.11	0.18	0.14	0.15	0.16	0.17	0.18	0.17	0.18
基22	クロロ酢酸	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基23	クロロホルム	mg/L	0.016	0.015	0.018	0.018	0.014	0.014	0.014	0.011	0.021	0.015
基24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.008	0.007	0.007	0.007	0.005	0.007	0.005	0.008	0.009	0.008
基25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.008	0.008	0.011	0.011	0.009	0.008	0.010	0.007	0.007	0.011
基26	臭素酸	mg/L	0.002	0.003	0.004	0.006	0.002	0.002	0.003	0.001	0.003	0.005
基27	総トリハロメタン	mg/L	0.029	0.028	0.030	0.031	0.028	0.027	0.025	0.018	0.031	0.029
基28	トリクロロ酢酸	mg/L	<0.02	0.007	0.007	0.008	0.01	0.008	0.007	0.009	0.009	0.009
基29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.009	0.009	0.009	0.009	0.009	0.010	0.008	0.006	0.010	0.009
基30	ブロモホルム	mg/L	0.003	0.003	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.005
基31	ホルムアルデヒド	mg/L	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基32	亜鉛及びその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.06	0.06	0.03	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05
基34	鉄及びその化合物	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基35	銅及びその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	31.2	22.5	21.1	25.5	28.6	25.0	29.2	30.2	27.5	30.9
基37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001	<0.001	<0.001	0.003	<0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001
基38	塩化物イオン	mg/L	33.6	27.7	27.3	31.5	36.1	30.4	40.0	35.4	34.1	37.9
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	73.0	67.6	59.5	65.6	69.0	69.5	67.1	67.9	64.6	67.8
基40	蒸発残留物	mg/L	160	137	123	132	158	157	153	168	154	158
基41	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジオスミン	mg/L	<0.000001	0.000002	0.000001	0.000002	0.000002	<0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	<0.000001	0.000001	0.000001	0.000002
基44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基45	フェノール類	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物(全有機炭素の量)	mg/L	1.0	1.0	1.0	1.1	0.9	1.0	1.0	1.0	1.2	1.1
基47	pH値		7.53	7.30	7.26	7.37	7.47	7.46	7.43	7.49	7.42	7.48
基48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基50	色度	度	0.2	0.3	0.3	0.4	0.3	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5
基51	濁度	度	0.02	0.05	0.02	0.01	0.02	<0.1	<0.1	<0.1	0.20	<0.1

② 水質管理目標設定項目および独自項目（各年度の最大値）

No.	項目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目1	アンチモン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
目2	ウラン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
目3	ニッケル	mg/L	<0.002	<0.002	0.004	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
目5	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
目8	トルエン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	<0.01	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
目10	亜塩素酸	mg/L	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
目13	ジクロロアセトニトリル	mg/L	0.002	<0.001	0.001	0.001	<0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002
目14	抱水クロラール	mg/L	0.004	0.002	0.003	0.003	0.002	0.004	0.003	0.003	0.005	0.005
目15	農薬類	検出指標	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
目16	残留塩素	mg/L	1.21	0.92	0.99	0.85	0.90	0.82	0.84	0.93	0.87	0.86
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	73.0	67.6	59.5	65.6	69.0	63.1	67.1	67.9	64.6	67.8
目18	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001	<0.001	<0.001	0.003	<0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001
目19	遊離炭酸	mg/L	9.7	8.6	8.8	9.6	7.7	8.1	7.9	11.2	9.9	9.6
目20	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	1.9	2.0	1.5	1.9	1.7	1.6	1.6	1.6	2.1	1.9
目23	臭気強度(TON)		0	0	0	0	<1	<1	<1	<1	<1	<1
目24	蒸発残留物	mg/L	160	137	123	132	158	157	153	168	154	158
目25	濁度	度	0.02	0.05	0.02	0.01	0.02	<0.1	<0.1	<0.1	0.20	<0.1
目26	pH値		7.53	7.30	7.26	7.37	7.47	7.46	7.43	7.49	7.42	7.41
目27	腐食性(ランゲリア指数)		-1.99	-2.34	-2.17	-2.26	-2.14	-1.96	-2.22	-2.08	-2.06	-2.04
目28	従属栄養細菌	個/mL	1	1	54	3	3	5	26	18	6	18
目29	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
目30	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.06	0.06	0.03	0.04	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05
目31	ペルフルオロオクタンサルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.000009	0.000020	0.000015	0.000018
独1	大腸菌群	MPN	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
独2	電気伝導率	μS/cm	288	250	240	267	293	267	286	314	285	305
独3	アルカリ度	mg/L	46.8	35.8	36.3	35.3	39.6	38.2	38.5	37.4	37.3	41.6
独4	アンモニア態窒素	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
独5	酸度	mg/L	11.0	9.8	10.0	10.9	8.7	9.2	9.0	12.7	11.2	10.9
独6	侵食性遊離炭酸	mg/L	9.2	8.2	8.3	9.1	7.3	7.6	7.3	10.6	9.3	8.8
独7	カルシウム硬度	mg/L	59.5	56.3	48.3	53.7	56.7	56.2	55.3	56.7	53.9	56.5
独8	マグネシウム硬度	mg/L	13.5	11.8	12.0	12.3	12.3	13.3	11.8	11.8	12.9	12.2
独9	硝酸態窒素	mg/L	1.08	0.99	0.94	1.00	1.07	1.05	1.06	1.00	1.04	1.01
独10	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
独11	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
独12	浮遊物質(SS)	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
独14	臭化物イオン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
独15	紫外線吸光度(260nm)	/50mm	0.055	0.053	0.047	0.056	0.044	0.061	0.059	0.049	0.089	0.047
独16	総窒素	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
独17	総リン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
独18	りん酸イオン	mg/L	<0.2	<0.2	0.2	<0.2	<0.2	<0.2	0.2	<0.2	<0.2	<0.2
独19	硫酸イオン	mg/L	39.5	36.9	37.5	41.4	40.5	36.7	39.3	42.8	37.8	40.1
独20	モリブデン	mg/L	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
独21	キシレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
独22	p-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
独23	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
独24	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
独25	クリプトスポリジウム	個/20L	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
独26	ミクロキスティン-LR	mg/L	<0.00008	<0.00008	<0.00008	<0.00008	<0.00008	<0.00008	<0.00008	<0.00008	<0.00008	<0.00008
独27	嫌気性芽胞菌	個/10mL	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ランゲリア指数はマイナスが大きいものを最大値とした。

4 水質検査項目、採水地点および採水頻度と設定理由

1) 検査（採水）地点

(1) 給水栓（蛇口）

水質基準が適用される給水栓の検査については、千僧浄水場給水区域 2 ヶ所および県水給水区域 1 ヶ所を選定し、市内全域で 3 ヶ所の採水地点を設けました。採水場所は、これら共同利用施設（2 ヶ所）、公共施設（1 ヶ所）の蛇口とします。

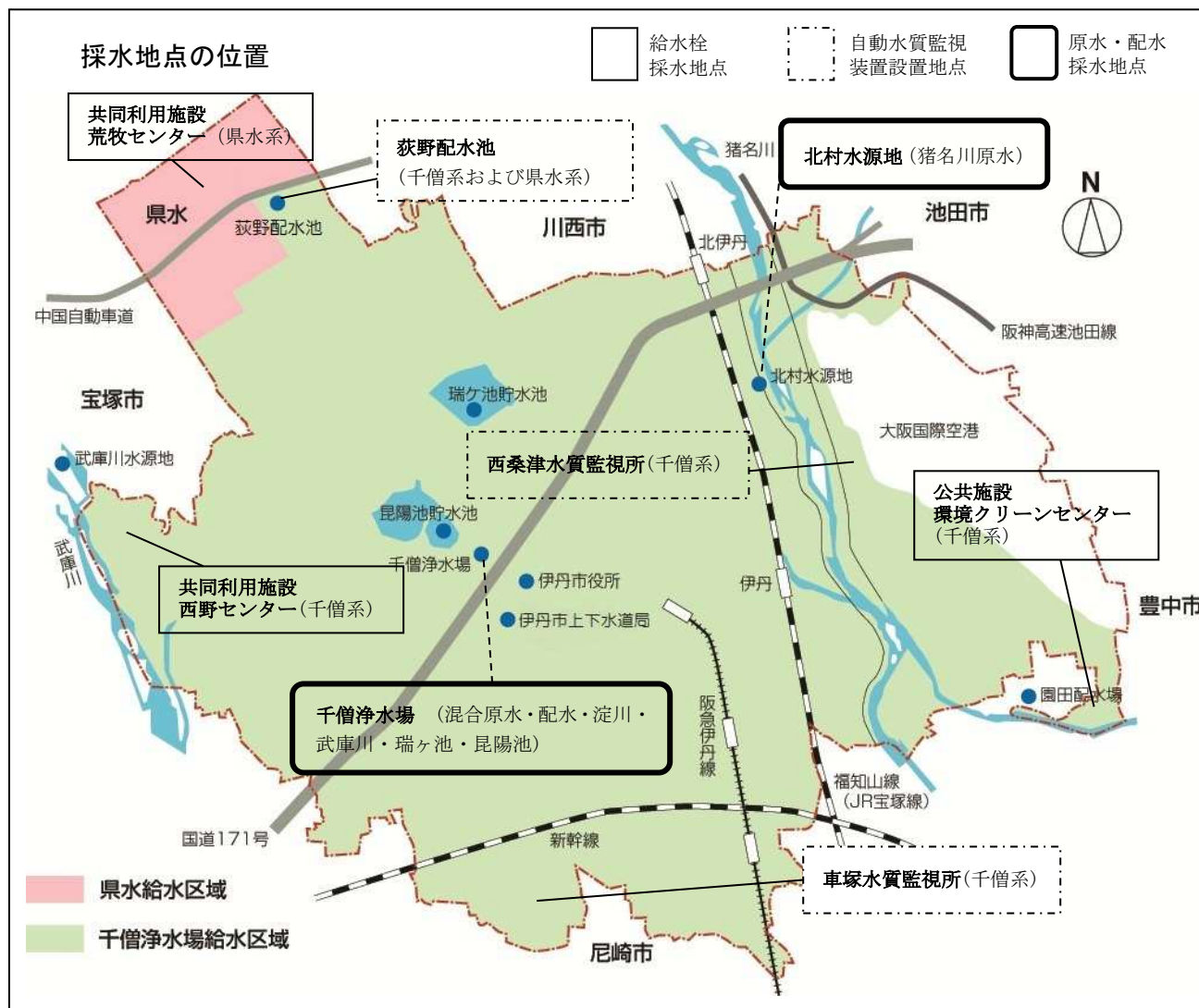
また、1 日 1 回行う検査は、自動水質監視装置が設置された千僧浄水場給水区域 3 ヶ所および県水給水区域 1 ヶ所を選定しました。

(2) 浄水場入口および浄水場出口

浄水処理での変化を確認するため、浄水場の入口（各原水を混合した処理前の原水。以下、混合原水という）と出口（配水）を採水地点とします。

(3) 原水

浄水場の入口（混合原水）に影響を及ぼす各原水については、浄水場の着水井を採水地点とし、着水井に直接導水されずに貯留によって変化するおそれのある原水は、水源地を採水地点とします。



2) 検査項目と検査頻度

(1) 法定検査（水質基準が適用される給水栓）

水質基準が適用される給水栓（蛇口）において行う水質検査項目と検査の回数は、次のとおりです。

- ① おおむね1ヶ月に1回以上行くとされている項目は、月に1回検査を行います。
- ② おおむね3ヶ月に1回以上行くとされている項目については、3ヶ月に1回検査を行います。水源の状況等や過去の検査結果からおおむね1年に1回以上もしくはおおむね3年に1回以上とすることができる項目についても、安全性等の確認のため検査回数を減らさずに3ヶ月に1回検査を行います。また、トリハロメタン類については安全性等の確認のため、月に1回検査を行います。
- ③ 1日1回以上行くとされている項目は、1日に1回行います。なお、色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）は、それぞれ自動水質監視装置を用いて色度、濁度、遊離残留塩素濃度として測定します。

(2) 伊丹市が独自に行う検査

給水栓については、水質基準項目以外に国が定めた水質管理目標設定項目および伊丹市が独自に設定した独自項目の検査を行います。

また、浄水場の入口（混合原水）と出口（配水）および混合原水に影響を及ぼす各原水については、水質基準項目、水質管理目標設定項目および独自項目の検査を行います。これらの検査の回数は、次のとおりです。

- ① 水質基準項目については、給水栓に準じた回数の検査を行います。ただし、各原水については3ヶ月に1回検査を行います。
- ② 水質管理目標設定項目については、基礎的な項目は月に1回行い、その他は3ヶ月に1回検査を行います。ただし、農薬類については農薬使用時期に年2回の検査を行います。
- ③ 独自項目については、基礎的な項目は月に1回行い、その他は3ヶ月に1回行います。ただし、ダイオキシン類は年1回、ミクロキスチン-LRは年2回行います。

なお、次頁の項目については、検査項目としない場合があります。

検査項目としない場合

項目区分	項目	検査しない理由
水 質 基 準 項目	塩素酸からホルムアルデヒド までの 11 項目	浄水処理により生ずるため原水系では行わない
	味	原水系では行わない
水 質 管 理 目 標 設 定 項目	フタル酸ジ(2-エチルヘキシ ル)、メチル-tert-ブチルエーテ ル、農薬類	配水施設で変化しないため千僧系給水栓では行わない。県水 系は給水栓で行う。
	亜塩素酸から抱水クロラー ルまでの 3 項目、残留塩素	浄水処理により生ずるため原水系では行わない
	二酸化塩素	浄水処理により生ずるため原水系では行わない。消毒剤に二 酸化塩素を使用していないため浄水系でも行わない
	遊離炭酸、ランゲリア指数	浄水の指標であるため各原水では行わない
	従属栄養細菌	浄水の指標であるため原水系では行わない
独自項目	アンモニア態窒素	浄水処理管理のため行い、浄水系では行わない
	酸度、侵食性遊離炭酸	浄水の指標であるため各原水では行わない
	BOD	河川水の指標であるため河川系原水以外は行わない
	COD、総窒素、総りん	原水系の指標であるため浄水系では行わない
	クリプトスポリジウム	配水施設で変化しないため給水栓では行わない
	ダイオキシン類	各原水、給水栓では行わない
	ミクロキスチン-LR	貯留系原水に由来し配水施設で変化しないため、河川原水、 給水栓では行わない

ア 法定水質検査（給水栓）

No.	定期検査項目	水道水		法定検査 頻度	計画検査頻度	
		基準値	過去3年間の 最大値		回／年	設定理由
基1	一般細菌	100 個/mL	2	月1回	12	検査回数 遵守項目
基2	大腸菌	不検出	0	月1回	12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L	<0.0003	年4回	4	安全確認等のため省略しない
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L	<0.00005	年4回	4	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L	<0.001	年4回	4	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L	0.002	年4回	4	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L	<0.001	年4回	4	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/L	<0.002	年4回	4	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L	<0.004	年4回	4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L	<0.001	年4回	4	検査回数 遵守項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L	1.04	年4回	4	安全確認等のため省略しない
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L	0.29	年4回	4	過去の検出状況から法定検査頻度
基13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L	0.10	年4回	4	安全確認等のため省略しない
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L	<0.0002	年4回	4	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L	<0.005	年4回	4	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	<0.004	年4回	4	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L	<0.002	年4回	4	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	<0.001	年4回	4	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L	<0.001	年4回	4	
基20	ベンゼン	0.01 mg/L	<0.001	年4回	4	検査回数 遵守項目
基21	塩素酸	0.6 mg/L	0.18	年4回	4	
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/L	<0.002	年4回	4	過去の検出状況から強化する
基23	クロロホルム	0.06 mg/L	0.021	年4回	12	
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L	0.009	年4回	4	検査回数 遵守項目
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L	0.011	年4回	12	過去の検出状況から強化する
基26	臭素酸	0.01 mg/L	0.005	年4回	12	
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/L	0.031	年4回	12	検査回数 遵守項目
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L	0.009	年4回	4	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L	0.010	年4回	12	過去の検出状況から強化する
基30	ブロモホルム	0.09 mg/L	0.005	年4回	12	
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L	<0.008	年4回	4	検査回数 遵守項目
基32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L	<0.1	年4回	4	性状確認等のため省略しない
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L	0.05	年4回	4	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L	<0.03	年4回	4	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/L	<0.1	年4回	4	過去の検出状況から法定検査頻度
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L	30.9	年4回	4	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L	0.002	年4回	4	性状確認等のため省略しない
基38	塩化物イオン	200 mg/L	37.9	月1回	12	検査回数 遵守項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L	67.9	年4回	4	過去の検出状況から法定検査頻度
基40	蒸発残留物	500 mg/L	168	年4回	4	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L	<0.02	年4回	4	性状確認等のため省略しない
基42	ジェオスミン	0.00001 mg/L	0.000001	発生時期に月1回以上	12	原因藻類発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L	0.000002	発生時期に月1回以上	12	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L	<0.005	年4回	4	性状確認等のため省略しない
基45	フェノール類	0.005 mg/L	<0.0005	年4回	4	
基46	有機物(全有機炭素の量)	3 mg/L	1.2	月1回	12	検査回数 遵守項目
基47	pH値	5.8～8.6	7.49	月1回	12	
基48	味	異常でない	異常なし	月1回	12	
基49	臭気	異常でない	異常なし	月1回	12	
基50	色度	5 度	0.7	月1回	12	
基51	濁度	2 度	0.2	月1回	12	

※ 総トリハロメタンは、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムの濃度の総和

イ 法定水質検査（1日に1回行う検査）

	定期検査項目	法定頻度
毎1	色	1回／日
毎2	濁り	1回／日
毎3	消毒の残留効果	1回／日

※それぞれ、色度、濁度、遊離残留塩素濃度として測定する。

ウ 独自に行う水質検査（水質基準項目）

No.	定期検査項目	水道水 基準値 目標値	計画検査頻度(回/年)				設定理由等
			水道水		原水		
			浄水場		水源		
			出口 (配水)	入口 (混合 原水)	河川 原水	貯留 原水	
基1	一般細菌	100 個/mL	12	12	4	4	各原水を除き給水栓検査に準ずる
基2	大腸菌	不検出	12	12	4	4	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L	4	4	4	4	給水栓検査に準ずる
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L	4	4	4	4	
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L	4	4	4	4	
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L	4	4	4	4	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L	4	4	4	4	
基8	六価クロム化合物	0.02 mg/L	4	4	4	4	
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L	4	4	4	4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L	4	4	4	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L	4	4	4	4	
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L	4	4	4	4	
基13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L	4	4	4	4	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L	4	4	4	4	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L	4	4	4	4	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	4	4	4	4	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L	4	4	4	4	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	4	4	4	4	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L	4	4	4	4	
基20	ベンゼン	0.01 mg/L	4	4	4	4	
基21	塩素酸	0.6 mg/L	4	—	—	—	浄水処理により生ずるため浄水系のみ
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/L	4	—	—	—	
基23	クロロホルム	0.06 mg/L	12	—	—	—	
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L	4	—	—	—	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L	12	—	—	—	
基26	臭素酸	0.01 mg/L	12	—	—	—	
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/L	12	—	—	—	
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L	4	—	—	—	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L	12	—	—	—	
基30	ブロモホルム	0.09 mg/L	12	—	—	—	
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L	4	—	—	—	
基32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L	4	4	4	4	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L	4	4	4	4	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L	4	4	4	4	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/L	4	4	4	4	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L	4	4	4	4	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L	4	4	4	4	
基38	塩化物イオン	200 mg/L	12	12	4	4	各原水を除き給水栓検査に準ずる
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L	4	4	4	4	給水栓検査に準ずる
基40	蒸発残留物	500 mg/L	4	4	4	4	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L	4	4	4	4	各原水を除き給水栓検査に準ずる
基42	ジェオスミン	0.00001 mg/L	12	12	4	4	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L	12	12	4	4	給水栓検査に準ずる
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L	4	4	4	4	
基45	フェノール類	0.005 mg/L	4	4	4	4	各原水を除き給水栓検査に準ずる
基46	有機物(全有機炭素の量)	3 mg/L	12	12	4	4	
基47	pH値	5.8～8.6	12	12	4	4	浄水系のみ給水栓検査に準ずる
基48	味	異常でない	12	—	—	—	
基49	臭気	異常でない	12	12	4	4	各原水を除き給水栓検査に準ずる
基50	色度	5 度	12	12	4	4	
基51	濁度	2 度	12	12	4	4	

エ 独自に行う水質検査（水質管理目標設定項目および独自項目）

No.	定期検査項目	水道水 基準値 目標値	計画検査頻度(回/年)					設定理由等
			水道水		原水			
			給水栓	浄水場		水源		
	出口 (配水)	入口 (混合 原水)		河川 原水	貯留 原水			
目1	アンチモン	0.02 mg/L	4	4	4	4	4	安全確認等のため
目2	ウラン	0.002 mg/L	4	4	4	4	4	
目3	ニッケル	0.02 mg/L	4	4	4	4	4	
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	4	4	4	4	4	
目8	トルエン	0.4 mg/L	4	4	4	4	4	
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L	4(※)	4	4	4	4	浄水処理により生ずるため浄水系のみ
目10	亜塩素酸	0.6 mg/L	4	4	—	—	—	浄水処理薬品に使用していないため
目12	二酸化塩素	0.6 mg/L	—	—	—	—	—	浄水処理により生ずるため浄水系のみ
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L	4	4	—	—	—	安全確認等のため
目14	抱水クロラール	0.02 mg/L	4	4	—	—	—	
目15	農薬類	1指標	2(※)	2	2	2	2	安全確認等のため。
目16	残留塩素	1 mg/L	12	12	—	—	—	浄水系の性状確認等のため
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10～100 mg/L	4	4	4	4	4	性状確認等のため
目18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L	4	4	4	4	4	
目19	遊離炭酸	20 mg/L	4	4	4	—	—	浄水系の性状確認等のため
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L	4	4	4	4	4	安全確認等のため
目21	メチルセブチルエーテル	0.02 mg/L	4	4	4	4	4	
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L	12	12	12	4	4	
目23	臭気強度(TON)	3	4	4	12	4	4	
目24	蒸発残留物	30～200 mg/L	4	4	4	4	4	
目25	濁度	1 度	12	12	12	4	4	
目26	pH値	7.5 程度	12	12	12	4	4	
目27	ランゲリア指数	-1程度以上0付近	4	4	4	—	—	混合原水、浄水系の性状確認等のため
目28	従属栄養細菌	2000 cfu/mL	12	12	—	—	—	浄水系の性状確認等のため
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	4	4	4	4	4	
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L	4	4	4	4	4	安全確認等のため
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	0.00005 mg/L	4	4	4	4	4	
独1	大腸菌群	0 MPN	12	12	12	4	4	性状確認等のため
独2	電気伝導率	—	12	12	12	4	4	
独3	アルカリ度	—	12	12	12	4	4	原水系の性状確認等のため
独4	アンモニア態窒素	—	—	—	12	4	4	
独5	酸度	—	4	4	4	—	—	混合原水、浄水系の性状確認等のため
独6	侵食性遊離炭酸	—	4	4	4	—	—	
独7	カルシウム硬度	—	4	4	4	4	4	性状確認等のため
独8	マグネシウム硬度	—	4	4	4	4	4	
独9	硝酸態窒素	—	4	4	4	4	4	河川系原水の性状確認等のため
独10	生物化学的酸素要求量(BOD)	—	—	—	4	4	—	
独11	化学的酸素要求量(COD)	—	—	—	4	4	4	原水系の性状確認等のため
独12	浮遊物質(SS)	—	—	—	4	4	4	
独14	臭化物イオン	—	—	—	4	4	4	性状確認等のため
独15	紫外線吸光度(260nm)	—	4	4	4	4	4	
独16	総窒素	—	—	—	4	4	4	原水系の性状確認等のため
独17	総リン	—	—	—	4	4	4	
独18	りん酸イオン	—	4	4	4	4	4	性状確認等のため。給水栓は配水代替
独19	硫酸イオン	—	4	4	4	4	4	
独20	モリブデン	0.07 mg/L	4	4	4	4	4	安全確認等のため
独21	キシレン	0.4 mg/L	4	4	4	4	4	
独22	p-ジクロロベンゼン	—	4	4	4	4	4	
独23	1,2-ジクロロプロパン	—	4	4	4	4	4	
独24	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L	—	1	1	—	—	原水の安全確認等のため
独25	クリプトスポリジウム	0 個/20L	—	4	4	4	4	安全確認等のため。給水栓は配水代替
独26	ミクロキスチン-LR	0.0008 mg/L	—	2	2	—	2	貯留系原水の安全確認等のため
独27	嫌気性芽胞菌	—	—	4	4	4	4	安全確認等のため。給水栓は配水代替
独28	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	—	4	4	4	4	4	安全確認等のため

※給水栓では県水系のみ行うものとする。

5 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水処理過程に異常があったとき。
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき。

なお、原因が不明の場合には、水質異常の原水は、試験用の試料採取時に保存用試料も採取し、原因の解明または証拠物件として必要性がなくなるまで、冷蔵保存します。

6 水質検査機関と水質検査の方法

1) 水質検査機関

水質基準項目の検査は、全て上下水道局浄水課が行います。水質管理目標設定項目、独自項目のうち、浄水課において検査できない次の項目は、委託により検査を行います。

PFOS 及び PFOA については令和 6 年度より、PFHxS については令和 7 年度より、浄水課での検査が可能となりました。

(1) 委託の範囲

① 具体的な検査項目

水質管理目標設定項目：フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、農薬類(一部)

独自項目：クリプトスポリジウム、ダイオキシン類、ミクロキスチン-LR

② 試料の採取及び運搬方法

試料の採取は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）（以下、「告示法」という）に従い、本市職員が行います。試料の運搬は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の措置を施して委託機関が行います。

なお、検査機関は水道法第 20 条に係る登録水質検査機関または国・地方公共団体の機関とし、検査機関までの搬入時間は、告示法及び厚生労働省水道課長通知（平成 15 年健水発第 1010001 号）（以下、「通知法」という）の記載に従い、速やかに検査が実施可能な時間内とします。

③ 臨時検査の取扱い

臨時の水質検査が必要な場合は、委託検査機関と協議し、必要な検査項目、方法等を決定し速やかに水質検査を行います。

(2) 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査結果の根拠となる書類、内部及び外部精度管理調査に係る書類、品質管理システム等の取得状況に関する書類等の提出を求め、確認を行います。また、必要に応じて受託検査機関への立入検査を実施します。

2) 水質検査の方法

水質基準項目の検査方法は、告示法により行います。水質管理目標設定項目等の検査方法については、通知法、上水試験方法等により行います。

7 水質検査計画の公表および検査結果の評価・公表

水質検査計画は市民に公表し、内容についてご意見を参考にしながら、毎年より良い計画書を作成します。計画書の公表は、上下水道局のホームページで行います。

検査結果は、評価を行った上で同ホームページ等に公表し、また、将来の水質検査計画に反映させます。

8 水質検査の精度と信頼性保証

本市の自己検査は原則として、水質基準値の 1/10 の値を定量下限値（最低でもこの値まで正確に分析する）として検査責任を負い、水質基準値の 1/10 付近の測定における変動係数が公定法以下〔10%（無機物）～20%（有機物）〕となるよう検査を行います。

水質検査方法は、厚生労働省「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」をもとに、水質基準等の適合判定をするにあたり信頼できるものであるかを評価しています。

水質検査の信頼性を保証するため、厚生労働省等の外部精度管理調査（濃度非公開の検査水による分析検定）に参加し、正確かつ精度の高い検査であることを確認しています。

9 関係者との連携

水源の周辺で水質事故が発生した場合は、兵庫県伊丹健康福祉事務所、河川等の施設管理者、環境部局、他の水道事業体など関係機関と連携して現場調査および水質検査を行います。また、同一の河川を水道水源とする事業体による水質協議会等を組織し、河川の合同水質調査を行い、河川の水質データや汚染源の情報を共有して、水源の水質動向の把握に努めるとともに、啓発活動、パトロール、関係機関への要望等を行い、水質の保全に努めます。

参画している水質協議会等

淀川水質協議会
猪名川水質協議会
武庫川水質連絡会議
淀川水質汚濁防止連絡協議会
神崎川水質汚濁防止連絡協議会

10 検査計画に対するご意見

水質検査計画に対してのご意見は、お名前、ご住所（法人にあっては会社名、担当者名、所在地）を明記の上、次の方法でお願いします。

- ① 郵送 〒664-0014 伊丹市広畑 6 丁目 1 番地（千僧浄水場）
伊丹市上下水道局整備保全室浄水課
- ② 電子メール 562300@city.itami.lg.jp

電話によるご意見の受付は行っておりませんので、必ず①または②の方法でお願いします。なお、ご意見に対する個別の回答、ご意見を寄せられた方の住所、氏名の公表はいたしません。